

○所属における警察車両運転教育訓練実施要領の制定について（通達）（概要）  
（昭和54年福岡県警察本部内訓第1号）

この内訓は、福岡県警察が管理する車両の運転に従事する警察職員（同候補者を含む。以下「訓練対象者」という。）の運転教育訓練の実施について、必要な事項を定め、訓練対象者に対し、警察車両の運転員としての任務を自覚させるとともに、職務遂行に必要な運転の知識及び技能を修得させることを目的とするものである。

主な内容として、

- 所属長の責務
- 担当幹部等の責務
- 訓練指導員の任務
- 訓練期間及び訓練項目

などの項目からなっている。